自転車通勤規定

第１条（総則）

本規定は、従業員が通勤のために自転車を使用する場合の取り扱いについて定める。

第２条（適用）

本規定は、従業員が所有者または使用者となっており、もっぱら通勤のために使用する自転車について適用する。

2. 会社の許可を得たうえで業務に使用する自転車については、本規定は適用しない。

第３条（許可条件）

自転車による通勤を希望する者は、会社に申請して許可を受けなければならない。

2. 自転車による通勤は、原則として次の条項をすべて満たす従業員にのみ認める。
   1）自宅から会社までの直線距離が 2km 以上 20km 未満の者
   2）身体および精神に異常または欠陥のない者
   3）安全基準を満たした自転車を通勤に使用する者
   4）自転車保険に加入している者

第４条（許可）

自転車による通勤を希望する者で前条の要件を満たした者は、「自転車通勤許可願書」を提出しなければならない。

第５条（禁止条項）

運転に際しては、次の各号に該当する行為をしてはならない。

1）自転車を業務に使用すること
2）拘束時間中に私用で自転車を使用すること
3）自転車に文字・ステッカー・旗等を用いて、社用車と見られるような表示をすること
4）飲酒や過度の疲労等、安全運転が困難と予想される状態で運転すること
5）整備不良の自転車を使用すること
6）その他、道路交通法令により禁止されている行為をすること

2. 前項の事項に該当する行為をした場合、自転車通勤の許可を取り消すことがある。

第６条（事故等の取り扱い）

自転車での通勤途中に事故を起こした場合は、ただちに上長に報告し、指示に従わなければならない。

2. 前項における事故について、会社は第三者に対する責任を一切負わない。また、従業員自身の損害についても一切の補償を行わない。
3. 第１項における事故により会社が損害を受けたときは、当該従業員に対し、賠償請求を行うことがある。
4. 会社の駐輪場内での自転車の破損・盗難等の事故については、会社」は一切の補償を行わない。

第７条（通勤手当）

自転車通勤をする従業員には、通勤手当を次のとおり支給する。

2. 通勤に使用する自転車の修理費その他一切の費用については、従業員の自己負担とする。

第８条（自転車の無断駐輪禁止）

自転車通勤をする者は、あらかじめ会社に駐輪場の使用許可申請を行い、会社の許可を受けるものとする。許可なく自転車を会社の駐輪場または構内に駐輪してはならない。

2. 駐輪場の使用を許可された車両を変更する場合、駐輪場を使用する必要がなくなった場合には、その旨を会社に届け出るものとする。

（付則）

本規定は平成〇年〇月〇日より実施する。